

# 日本国文部科学省とカタール国青少年スポーツ省との間の青少年及びスポーツの分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省及びカタール国青少年スポーツ省（以下「双方」という。）は、

両国間の友好関係を促進し、青少年及びスポーツの分野における協力を強化する利益を探求するために、

次のとおり確認した。

## （1）目的

この覚書の目的は、次のとおりとする。

- 1 関係する青少年及びスポーツ団体間の直接の接触を通じた、体育教育を含む青少年及びスポーツの分野における使節団、コーチ及び専門家の相互訪問の推進
- 2 青少年及びスポーツ並びに相互が関心を有する情報及び意見の交換
- 3 青少年及びスポーツ分野の世界的なイベント及び国際会議における立場及び意見の調整

## （2）協力分野

双方は、次の事項を含む青少年及びスポーツに関する振興分野で協力する。

- 1 スポーツ・フォー・オールに関する計画
- 2 障害者スポーツ
- 3 スポーツ医学
- 4 ドーピング管理
- 5 スポーツ施設の維持管理
- 6 トレーニング合宿
- 7 両国の青少年問題、研究、規則及び施設に関する情報及び意見の交換
- 8 両国の国際青少年イベント出席についての相互招待
- 9 両国の職員、専門家及び青少年代表団の相互訪問
- 10 青少年活動及びその振興に関する全ての分野での協力

## （3）紛争解決

この覚書の実施又は解釈に関する双方間の紛争は、交渉及び協力を通じて友好的に解決されるものとする。

## （4）協力の実施

（2）の下における全ての協力事業は、両国の法令に影響を与えることなく、双方の同意により実施される。

### (5) 財政上の条件

双方は、(2)の下における協力事業の実施のための財政上の条件を、両国の法令に影響を与えることなく定めるために協議する。

### (6) この覚書の位置付け

この覚書は、青少年及びスポーツの分野における双方間の今後の協力機会を探求する双方の意図を表明するものにすぎず、双方にいかなる権利又は義務を創設するものではない。

### (7) 修正

この覚書は、(8)に記載するものと同様の手続の下、双方の書簡の交換により修正することができる。

### (8) 開始、期間及び終了

- 1 この覚書は、双方による署名の後、カタール側が外交上の経路を通じて、カタール側の必要な国内手続が完了した旨を日本側に通告した日に開始される。
- 2 この覚書は、4年の期間存続する。この覚書は、一方が他方にこれを終了させる意思を6箇月前までに書面により通告しない限り、更に4年の期間自動的に延長される。
- 3 双方が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、この覚書の終了は、進行中の計画及び事業が完了するまではこれらに影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、双方から正当な委任を受けてこの覚書に署名した。

2015年2月20日に東京で、ひとしい価値を持つ日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国文部科学省のために

Y. ——

カタール国青少年スポーツ省のために

